

(仮訳)

**2024年10月3日付ロシア銀行理事会決定**  
**(名義上の保有者のS型個別口座の開設に関する部分)の改正に関する**  
**ロシア銀行理事会決定**

ロシア銀行理事会は2024年11月15日に以下に掲げる決定を採択した：

1. 2024年10月2日付ロシア連邦大統領令第840号「特定の有価証券登録の暫定的手順について」(以下、「大統領令第840号」)第1項～第3項、第5項および第6項にしたがい、2024年10月3日付ロシア銀行理事会決定「自らの寄託人のS型証券口座に有価証券に対する権利の登録を行っている名義上の保有者が、有価証券所有者名簿において名義上の保有者のS型個別口座を開設し、当該の有価証券をその個別口座に振り替えるための行為を実施する際の手順と期限および名簿管理人が名義上の保有者に対して名義上の保有者のS型個別口座を開設する際の手順と期限の設定について、当該の個別口座に振り替えられる有価証券の種類について、ならびに名簿管理人、有価証券の名義上の保有者および証券集中保管機関の活動に対する要求事項について」に、以下の変更を加える：

1.1. 第2項を以下の文言に変更する：

「2. 名義上の保有者である預託機関であって、自らの寄託人のS型証券口座(クリアリング証券口座に付随して開設されているS型証券副口座)に、国際企業の地位を有する株式会社を含むロシアの株式会社の株式(その端数部分を含む)(ただし、その所有者名簿の管理が名簿管理人によって行われていない株式を除く)に対する権利の登録(証券集中保管機関が関与する場合、および関与しない場合の双方)を行っているもの(以下、それぞれ、「ロシアの株式会社の株式」、「ロシアの株式会社の株式の名義上の保有者である預託機関」(ロシアの株式会社の株式に対する権利の登録を証券集中保管機関の関与のもとに行う預託機関の場合)、「ロシアの株式会社の株式に対する権利の登録を行っている預託機関」(ロシアの株式会社の株式に対する権利の登録を証券集中保管機関の関与なしに行う預託機関の場合)という)、ロシアの株式会社の株式所有者名簿の管理人(以下、「登録人」)、および証券集中保管機関は、大統領令第840号の実施にあたって本決定の要求事項が遵守されるようはからう。」。

1.2. 第13項を以下の文言に変更する：

「13. 自己の名義でS型証券口座が開設されている寄託人から、当該口座にロシアの株式会社の株式を振り替える旨の指示を受け取った預託機関(有価証券に対する権利の移転につながる、ロシア連邦大統領令にもとづいて与えられる許可にしたがって行われる取引(オペレーション)に係わってロシアの株式会社の株式を振り替える旨の寄託人の指示を受け取った預託機関)は、これより前に当該預託機関に対して名義上の保有者のS型個別口座が開設されていなかった場合には、上記の指示を受けた日の翌日から3労働日以内に、登録人に対して、自らに対して名義上の保有者のS型個別口座の開設を行うことを求める申請書(以下、「申請書」)、2022年6月29日付ロシア銀行規程第799-P号「有価証券に対する権利の登録を目的とする個別口座およびこれを目的としない口座の有価証券所有者名簿管理人による開設および管理について」(以下、「規程第799-P号」)の要求事項にもとづいて個別口座の開設に必要とされる書類、ならびに登録人が連邦法第115-FZ号および同法にもとづいて採択されたロシア銀行の規范文書の要求事項にしたがって当該の預託機関、その代表者、受益者および実質的支配者の本人確認を行うために必要とされる書類(以下、併せて言及される際には「名義上の保有者のS型個別口座開設用書類」)を送付する。」。

1.3. 第14項を以下の文言に変更する：

「14. 登録人は：

14.1. 本決定第 13 項にしたがって申請書および適正に作成された名義上の保有者の S 型個別口座開設書類を預託機関から受け取った日から 3 労働日以内に、連邦法第 115-FZ 号および同法にもとづいて採択されたロシア銀行の規范文書の要求事項にしたがって、当該の預託機関、その代表者、受益者および実質的支配者の本人確認を行い、当該預託機関に対して名義上の保有者の S 型個別口座を開設する；

14.2. 本項第 14.1 号にもとづく名義上の保有者の S 型個別口座開設の日の翌労働日までに、当該預託機関に対して名義上の保有者の S 型個別口座の開設に関する報告書を送付する；

14.3. 申請書および適正に作成された名義上の保有者の S 型個別口座開設書類をロシアの株式会社の株式の名義上の保有者である預託機関（ロシアの株式会社の株式に対する権利の登録を行っている預託機関）から受け取った日から 10 労働日以内に、本決定第 16(1)～第 16 項(4)にしたがって：

連邦法第 115-FZ 号および同法にもとづいて採択されたロシア銀行の規范文書の要求事項にしたがって、当該の預託機関、その代表者、受益者および実質的支配者の本人確認を行う；

ロシアの株式会社の株式の名義上の保有者である当該の預託機関（ロシアの株式会社の株式に対する権利の登録を行っている預託機関）に対して名義上の保有者の S 型個別口座を開設し、当該口座開設日の翌労働日までに、当該預託機関に対して名義上の保有者の S 型個別口座の開設に関する報告書を送付する。」。

1.4. 第 15 項を以下の文言に変更する：

「15. ロシアの株式会社の株式の名義上の保有者である預託機関（ロシアの株式会社の株式に対する権利の登録を行っている預託機関）は：

15.1. 保管契約の破棄ならびに当該預託機関による証券保護預かり事業または名義上の保有者機能の終了の場合を除き、ロシアの株式会社の株式所有者名簿において自らに対して開設されている名義上の保有者の S 型個別口座の閉鎖を始めさせることはできない；

15.2. 名義上の保有者の S 型個別口座および S 型通商証券口座（クリアリング証券口座に付随して開設されている S 型証券副口座）に登録されているロシアの株式会社の株式に対する権利については、その登録を許さないものとする；

15.3. 自らの寄託人の S 型証券口座、名義上の保有者としての当該預託機関の個別口座、および他の預託機関（証券集中保管機関）において当該預託機関に対して開設されている名義上の保有者の証券口座に登録されているロシアの株式会社の株式に対する権利については、その登録を許さないものとする。ただし、本決定第 16 項(1)～第 16 項(4)の要求事項を履行するより前にそのような登録が行われていた場合を除く。」。

1.5. 第 16 項を以下の文言に変更する：

「16. 預託機関によって、ロシア株式会社の株式に対する権利がそこに登録されている寄託人の S 型証券口座のステータスが、当該の寄託人向けに S 型証券口座の管理を行うべき事由が失われたことを理由として別の型の証券口座に変更された場合、ロシアの株式会社の株式の名義上の保有者である預託機関（ロシアの株式会社の株式に対する権利の登録を行っている預託機関）は、当該の S 型証券口座が他の型の証券口座に変更された日の翌日までに、当該のロシアの株式会社の株式を自らに対して開設されている名義上の保有者の S 型個別口座から払い出して、これを当該預託機関、証券集中保管機関または他の預託機関に対して開設されている名義上の保有者の個別口座（名義上の保有者として

の証券集中保管機関の個別口座)に振り替えるための行為を実施するものとする。』。

1.6. 以下を内容とする第 16 項(1)～第 16 項(4)を追加する：

「16(1). ロシアの株式会社の株式に対する権利の登録を行っている預託機関は：

本項の発効日から 3 労働日以内に、登録人に対して申請書および名義上の保有者の S 型個別口座開設書類を送付し、さらに本決定第 14 項第 14.3 号が定める名義上の保有者の S 型個別口座開設報告書を受領した日の翌労働日までに、当該の名義上の保有者の S 型個別口座にロシアの株式会社の株式が振り替えられるようはからう（これより前に当該の預託機関に対して名義上の保有者の S 型個別口座が開設されていなかった場合）；

本項の発効日から 3 労働日以内に、名義上の保有者の S 型個別口座にロシアの株式会社の株式が振り替えられるようはからう（これより前に当該の預託機関に対してしかるべきロシアの株式会社の株式所有者名簿における名義上の保有者の S 型個別口座が開設されていた場合）；

16(2). 本項の発効日より前に、自らの寄託人の S 型証券口座（クリアリング証券口座に付随して開設されている S 型証券副口座）に、ロシアの株式会社の株式（ロシアの株式会社の株式の端数部分）であって、それに対する権利が当該のロシアの株式会社の株式所有者名簿において当該預託機関に対して開設されている名義上の保有者の S 型個別口座に登録されていないものを発見したロシアの株式会社の株式の名義上の保有者である預託機関は：

本項の発効日から 3 労働日以内に、登録人に対して申請書および名義上の保有者の S 型個別口座開設書類を送付し、本決定第 14 項第 14.3 号が定める名義上の保有者の S 型個別口座開設報告書を受領した日の翌労働日までに、当該の名義上の保有者の S 型個別口座に上記の株式（ロシアの株式会社の株式の端数部分）が振り替えられるようはからう（これより前に当該の預託機関に対して名義上の保有者の S 型個別口座が開設されていなかった場合）；

本項の発効日から 3 労働日以内に、名義上の保有者の S 型個別口座に上記のロシアの株式会社の株式（ロシアの株式会社の株式の端数部分）が振り替えられるようはからう（これより前に当該の預託機関に対してしかるべきロシアの株式会社の株式の所有者名簿における名義上の保有者の S 型個別口座が開設されていた場合）。

ロシアの株式会社の株式の名義上の保有者である預託機関は、本項第 2 段落または第 3 段落にしたがってロシアの株式会社の株式（ロシアの株式会社の株式の端数部分）が名義上の保有者の S 型個別口座に振り替えられる日までに、自らの寄託人のすべての S 型証券口座（クリアリング証券口座に付随して開設されている S 型証券副口座）において、ロシアの株式会社の株式（ロシアの株式会社の株式の端数部分）の処分に対する制限であって、本決定第 5 項第 5.1 号にしたがってそれについての記載が行われているところのものを解除する旨の記載を行う。ロシアの株式会社の株式（ロシアの株式会社の株式の端数部分）の処分に対する制限を解除する旨の当該の記載が行われて以降は、指示（指令）引受けに対する、本決定第 3 項第 1 段落および第 3 段落に定める制限は終了する。

16(3). 本項の発効日以降に、自らの寄託人の S 型証券口座（クリアリング証券口座に付随して開設されている S 型証券副口座）に、ロシアの株式会社の株式（ロシアの株式会社の株式の端数部分）であって、それに対する権利が当該のロシアの株式会社の株式所有者名簿において当該預託機関に対して開設されている名義上の保有者の S 型個別口座に登録されていないものを発見したロシアの株式会社の株式の名義上の保有者である預託機関（ロシアの株式会社の株式に対する権利の登録を行っている預託機関）は：

当該のロシアの株式会社の株式（ロシアの株式会社の株式の端数部分）を発見した日から 3 労働日

以内に、登録人に対して申請書および名義上の保有者の S 型個別口座開設用書類を送付し、本決定第 14 項第 14.3 号が定める名義上の保有者の S 型個別口座開設報告書を受領した日の翌労働日までに、当該の名義上の保有者の S 型個別口座に上記株式（ロシアの株式会社の株式の端数部分）が振り替えられるようはからう（これより前に当該の預託機関に対して名義上の保有者の S 型個別口座が開設されていなかった場合）；

当該のロシアの株式会社の株式（ロシアの株式会社の株式の端数部分）を発見した日から 3 労働日以内に、名義上の保有者の S 型個別口座に当該のロシアの株式会社の株式（ロシアの株式会社の株式の端数部分）が振り替えられるようはからう（これより前に当該の預託機関に対してしかるべきロシアの株式会社の株式の所有者名簿における名義上の保有者の S 型個別口座が開設されていた場合）。

16(4). ロシアの株式会社の株式に対する権利がそこに登録されている寄託人の証券口座（クリアリング証券口座に付随して開設されている証券副口座）のステータスを、当該の寄託人向けに S 型証券口座の管理を行うべき事由が発生したことを理由として S 型証券口座（クリアリング証券口座に付随して開設されている S 型証券副口座）に変更する場合、およびロシアの株式会社の株式に対する権利が登録されている名義上の保有者の証券口座（名義上の保有者の個別口座）において、差押えの解除にともなって当該株式の処分に対する制限を解除する旨の記載を行う場合、ロシアの株式会社の株式の名義上の保有者である預託機関（ロシアの株式会社の株式に対する権利の登録を行っている預託機関）は：

証券口座のステータスの変更（名義上の保有者の証券口座における、差押えの解除にともなう株式の処分に対する制限を解除する旨の記載の実施）の日から 3 労働日以内に、登録人に対して申請書および名義上の保有者の S 型個別口座開設用書類を送付し、本決定第 14 項第 14.3 号が定める名義上の保有者の S 型個別口座開設報告書を受領した日の翌労働日までに、当該の名義上の保有者の S 型個別口座に上記株式が振り替えられるようはからう（これより前に当該の預託機関に対して名義上の保有者の S 型個別口座が開設されていなかった場合）；

証券口座のステータスの変更（名義上の保有者の証券口座における、差押えの解除にともなう株式の処分に対する制限を解除する旨の記載の実施）の日から 3 労働日以内に、名義上の保有者の S 型個別口座に当該のロシアの株式会社の株式が振り替えられるようはからう（これより前に当該の預託機関に対してしかるべきロシアの株式会社の株式の所有者名簿における名義上の保有者の S 型個別口座が開設されていた場合）。

1.7. 第 17 項を以下の文言に変更する：

「17. 自らの寄託人からロシアの株式会社の株式（ロシアの株式会社の株式の端数部分）を名義上の保有者の S 型個別口座に振り替える旨の指示を受け取った、証券集中保管機関を含む預託機関、およびロシアの株式会社の株式（ロシアの株式会社の株式の端数部分）を名義上の保有者の S 型個別口座に振り替えることを求める指令を受け取った登録人は、本決定第 16 項(1)～第 16 項(4)がロシアの株式会社の株式（ロシアの株式会社の株式の端数部分）の名義上の保有者の S 型個別口座への振替に対して定めている期限内に、当該の株式が、ロシアの株式の名義上の保有者である預託機関（ロシアの株式会社の株式に対する権利の登録を行っている預託機関）の名義上の保有者としての S 型個別口座に振り替えられるようはからう。」。

2. 本決定は、それが情報通信ネットワーク「インターネット」上のロシア銀行公式サイトに公開された日より適用する。